第112号議案

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和3年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

足立区旅館業法施行条例(平成24年足立区条例第15号)の一部を 次のように改正する。

第4条第2号イ及び同条第4号中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同条第5号ウ中「適当な方法により湿気を除くこと。」を「適切に洗濯、管理等を行うこと。」に改め、同条第8号イに次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を 清掃すること。

第4条第8号エ中「温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行うこと。」を「行い、ぬめり等の汚れを除去すること。」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 洗面所及び便所の手洗設備には清浄な湯水を十分に供給する とともに、石けん等を常に使用することができるよう備えること。 第4条第11号中「手ぬぐい等」を「タオル等」に改める。

第6条第4号中「営業施設」の次に「又は営業者事務所」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「玄関帳場及び客室」を「営業施設」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称その他規

則で定める事項を掲げること。

第7条第6号中「浴室は」を「浴室及びシャワー室は」に改め、同号 エに次のように加え、同号エを同号カとする。

> (キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を 発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行う ことができる構造であること。

第7条第6号中ウをオとし、イをエとし、アをウとし、同号にア及び イとして次のように加える。

- ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
- イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさ の排水口を適当な位置に設けること。
- 第7条第8号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。
 - イ 便器への給水栓以外の給水栓から水を供給することができる構造の手洗設備を便器の付近の宿泊者の利用しやすい位置に設置すること。
- 第8条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。
 - (1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに 類する設備を有すること。ただし、次に掲げる事項のいずれにも該 当し、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの設備を設け ることは要しない。
 - ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善 良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
 - イ 事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応のための 体制が整備されていること。
- 第9条第3項中「第9号まで」の次に「並びに前条第1項第1号」を 加える。

第11条第1項第1号中「第6号イ及びウ」を「第6号エ及びオ」に 改め、同項第2号中「第8条第1項第1号及び第5号」を「第8条第1 項第2号及び第6号」に、「第9条第3項」を「第8条第3項」に、「第 6号イ及びウ」を「第6号エ及びオ」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和23年法律第138号) 第3条第1項の規定により、旅館業に係る経営の許可を受けている営 業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条 例による改正後の第7条第6号カ(キ)の規定は適用しない。ただし、 この条例の施行の日以後に、当該営業施設の浴室を増築し、若しくは 改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(提案理由)

旅館業における衛生等管理要領の改正に伴うもののほか、規定を整備 する必要があるので、この条例案を提出いたします。